

松戸市パブリックコメント手続実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続に関し必要な事項を定めることにより、市長が政策の策定過程において政策の案を公表し、市民等から意見を求め、市民等に対する説明責任を果たすことにより、行政運営における透明性の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリックコメント手続 市の基本的な政策の策定過程において、その案を示し、広く市民等の意見（以下「意見」という。）を求め、その意見に対して市長の考え方を示す一連の手続をいう。
- (2) 市民等 次に掲げる者をいう。
 - ア 市内に住所を有する者
 - イ 市内において事業活動を行う者
 - ウ 市内の事務所又は事業所に勤務する者
 - エ 市内の学校に在学する者
 - オ その他パブリックコメント手続の対象とする政策に利害関係を有するもの

(対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象とする政策（以下「政策」という。）は、次の各号に掲げるもののうち、市長が広く意見を求めることが適当と認められたものとする。

- (1) 総合計画等の重要な計画
- (2) 市民等に義務を課し、又は市民等の権利を制限する等の市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例（金銭に関する条項を除く。）
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、市長は、政策が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、パブリックコメント手続を実施しないことができる。ただし、第1号に該当する場合は、その理由を公表するものとする。

- (1) 迅速又は緊急を要するもの
- (2) 軽微なもの
- (3) 裁量の余地のないもの
- (4) 既に意見を求める手続を実施したもの
- (5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による直接請求により議会に付議するもの

(政策の案の公表)

第5条 市長は、政策の意思決定前の適切な時期に、政策の案及び次の各号に掲げる資料を公表するものとする。

- (1) 政策の案の趣旨、目的及び背景
- (2) 政策の案の考え方及び論点
- (3) その他必要な関連資料

(意見の提出)

第6条 市長は、特別の事由がある場合を除き、前条の規定による公表の日からおおむね30日以上の間、意見の提出を受けるものとする。

2 前項の意見の提出は、市長が特に認めた場合を除き、文書によるものとし、次の各号に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 持参
- (2) 郵送
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) 意見提出専用フォーム

3 市長は、前項の文書に市民等の住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、当該団体の所在地及び名称並びに代表者の氏名）の記載を求めるものとする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(意見の取扱い等)

第7条 市長は、前条の規定により提出された意見を考慮した上、政策の意思決定を行うものとする。

2 市長は、政策の意思決定を行ったときは、次の各号に掲げる事項（松戸市情報公開条例（平成13年松戸市条例第30号）第7条に規定する非開示情報に該当するものを除く。）を公表するものとする。

- (1) 提出された意見の概要
- (2) 提出された意見に対する市長の考え方
- (3) 政策の案の修正を行ったときは、その内容

(実施状況)

第8条 市長は、パブリックコメント手続の実施状況を随時、公表するものとする。

(公表の方法)

第9条 第4条ただし書、第5条、第7条第2項及び前条の規定による公表は、本市の広報紙及びホームページに掲載する方法並びに所管課等において閲覧に供する方法により適宜行うものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成27年7月8日から施行する。